

おかげさまで 開業12周年 ありがとうございます

地引労務管理事務所

事務所便り 2020年5月号

新型コロナウイルスの感染拡大による緊急事態宣言が5月末まで延長されてしまいましたね。外出自粛や一部の業界に休業要請を行っても、なかなか収束が見えてきませんが、爆発的な感染拡大をひとまず避けることはできなのではないかと思います。手洗い、うがい、マスク着用はすっかり習慣づいてきたのではないかでしょうか。

弊事務所はもともと電話や電子メールでの対応が多く、外出自粛の状況でもほとんど変わらずに仕事ができているのですが、ここにきて、オンライン相談ができないかのお問合せもいただいております。通信環境や対応ソフトの関係で、保留とさせていただいておりますが、新型コロナウイルス収束後も、一般的な感染防止対策として、社会全体で就労環境が変わるようだと、変化に対応することになりそうです。

5月のトピックス

- ・ 労災認定基準について
- ・ 最低賃金に関する要望について
- ・ 勤務間インターバル制度マニュアル作成について

労災認定基準について

厚生労働省は、うつ病などの精神障害の労災認定基準に関する報告書案を専門家会議に提示しました。障害の原因となる出来事に「上司等から身体的攻撃、精神的攻撃等のパワーハラスメントを受けた」を新設し、パワハラが労災認定に必要な「強い心理的負荷」に該当するとしました。新基準はパワハラ防止法が施行される6月から適用する方針です。

最低賃金に関する要望について

日本商工会議所、全国中小企業団体中央会、全国商工会連合会の商工3団体は連名で、最低賃金に関する要望を取りまとめ、厚生労働省や内閣府などに提出した。今年度の最賃審議について、新型コロナウイルスの影響による危機的な経済情勢を反映した新たな政府方針の設定と、引上げ凍結も視野に入れた水準決定を求めていました。

勤務間インターバル制度マニュアル作成について

厚生労働省は、改正労働時間等設定改善法で努力義務化した「勤務間インターバル制度」の導入・運用マニュアルを作成しました。インターバル時間の設定は、導入時において最低限「9時間」などと定め、運用状況に応じて順次長時間化する方法を勧めています。厚生労働省では、導入企業割合10%以上をめざしています。

地引労務管理事務所

東京都小平市美園町 2-21-15-204

E-MAIL : jibiki@jibiro.info

Facebook: <http://www.facebook.com/JIBIRO>

移動オフィス : 090-2907-3545

TEL/FAX: 042-343-1363

URL: <http://jibiro.info/>